

多文化共生都市会議規約

(名称)

第1条 本会は、多文化共生都市会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議は、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、外国人住民に係わる様々な問題の解決に積極的に取り組むとともに、外国人住民の持つ多様性を都市の活力として、外国人住民との共生を確立することを目的とする。

(会員)

第3条 会議の会員は、外国人住民に係る施策や活動に取り組む都市及び同地域の国際交流協会（以下、「会員」という。）とする。

2 会議に新たに入会しようとする会員は、第5条に規定する座長都市に申し出るものとする。

3 会議に入会した当該年度に限り、オブザーバーとして会議に参加することができる。

4 会議に地域ブロックを設け、会員は地域ブロックに所属するものとする。

5 退会しようとする会員は、第5条に規定する座長都市に申し出るものとする。

(事業)

第4条 会議は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員間の連絡調整及び諸会議の開催

(2) 外国人住民に関する施策に関する調査研究

(3) 国、都道府県、経済界等に対する政策提言

(4) その他、会議の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 会議に次の役員都市を置く。

(1) 座長都市 1 都市

(2) 副座長都市 1 都市

(3) 地域ブロックリーダー都市

(4) 幹事都市

(5) 監査担当都市 1 都市

2 役員都市の選任については、別に定める要領による。

3 座長都市は、会議を代表し、次の事務を行う。

(1) 会議の活動に関すること。

(2) 会議の運営に関すること。

(3) 会議の予算及び決算に関すること。

(4) その他会議に必要なこと。

4 副座長都市は、座長都市を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

- 5 地域ブロックリーダー都市は、地域ブロック会を代表し、地域ブロックの意見を集約する。
- 6 幹事都市は、第3項に規定する事務について協議する。
- 7 役員都市の任期は、座長都市及び副座長都市を2年、その他の役員都市を1年とする。ただし再任を妨げない。

(諸会議の開催)

第6条 会議の円滑な活動や運営を図るため、以下の諸会議を開催する

(1) 全体会

(2) 幹事会

(3) 地域ブロック会

- 2 諸会議において、議決権は、各都市につき1票とする。ただし、オブザーバーは議決権を持たない。
- 3 諸会議の議事は、諸会議を構成する会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、全体会及び幹事会は座長都市、地域ブロック会は地域ブロックリーダー都市の決するところによる。
- 4 会議が開催できない場合は、文書によって表決することができる。

(全体会)

第7条 全体会は、第3条に規定する会員によって構成される。

- 2 全体会の議長は、座長都市とする。
- 3 全体会では、次のことを審議する。

- (1) 会議の活動に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) 会議の予算及び決算に関すること。
- (4) その他会議に必要なこと。

(幹事会)

第8条 幹事会は、座長都市、副座長都市、地域ブロックリーダー都市、幹事都市によって構成する。

- 2 幹事会の議長は、座長都市とする。
- 3 幹事会は必要に応じて開催し、次のことを審議する。

- (1) 会議の活動に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) その他会議に必要なこと。

- 4 その他、座長都市が必要と認める事項については、幹事会において決定する。

(地域ブロック会)

第9条 地域ブロック会の構成は、別に定める要領による。

- 2 地域ブロック会の議長は、地域ブロックリーダー都市とする。

3 地域ブロック会では、次の活動を行う。

- (1)調査・研究
- (2)会員都市の状況に関する情報交換
- (3)その他会議に必要なこと
(経費支弁の方法)

第10条 会議の運営に要する経費は、会員（国際交流協会を除く。以下この条において同じ。）が負担する。

2 前項の規定により会員の負担額は、年額16万円とする。ただし、座長都市の負担額は、その額を増減することができるものとする。

3 会員は、請求書を受領後、第1項に規定する負担額を座長都市の定める銀行口座へ納入しなければならない。

4 オブザーバーは、会費を負担しない。

(予算)

第11条 会議の予算は、前条に規定する負担金、繰越金及びその他の収入をもってその歳入とし、会議の運営に要する経費をもってその歳出とする。

(予算の調製等)

第12条 座長都市は、当該年度の予算を調製し、全体会の承認を得なければならない。

2 会議の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(出納)

第13条 会議の出納は座長都市が行い、出納員は座長都市の担当部署の所属長をもって充てる。

(決算等)

第14条 座長都市は、当該会計年度終了後3か月以内に会議の決算を調製し、全体会の承認を得なければならない。

2 第5条に規定する監査担当都市は、当該会計年度の決算を監査し、全体会において監査の結果を報告しなければならない。

(負担金の精算)

第15条 当該会計年度終了時に残余金がある場合は、座長都市は、全体会の承認を得てこれを精算できるものとする。

2 座長都市が、第10条第2項に規定する会員の負担すべき額を超えて負担金を支出しているときは、まずその超えて負担している額に残余金をあてるものとし、なお残余金がある場合は、次年度に繰り越すものとする。

(会議解散の場合の措置)

第16条 会議が解散した場合における会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、座長都市が決算する。

(細目)

第17条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附則

この規約は、平成14年5月31日から施行する。

附則

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成18年4月25日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年7月5日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年5月28日から施行する。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）（別表）

多文化共生都市会議の会員は、次の都市及び同地域の国際交流協会とする。

- ・群馬県 伊勢崎市
太田市
大泉町
- ・長野県 上田市
飯田市
- ・静岡県 浜松市
- ・愛知県 小牧市
- ・三重県 鈴鹿市
- ・岡山県 総社市

*順番は、総務省地方公共団体コードによる